別表六の二（三）　記載要領

1　この表は、連結法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に記載すること。

⑴　租税特別措置法第68条の９第１項、第４項若しくは第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）、第68条の10第２項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の11第２項若しくは第３項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の13第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の14第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の14の２第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の14の３第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の４第２項若しくは第３項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の５第２項若しくは第３項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の６第１項若しくは第２項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）、第68条の15の７第２項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第68条の15の８第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定

⑵　震災特例法第25条の２第２項若しくは第３項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の３第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の３第１項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第25条の３の２第１項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の３の３第１項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第68条の15の８第１項から第５項までの規定

⑶　所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号。⑶において「平成31年改正法」という。）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第１項、第３項、第６項若しくは第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）、第68条の14の３第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の15の４第２項若しくは第３項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正法第15条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第２項若しくは第３項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

⑷　所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項又は第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

⑸　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の13第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

⑹　所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第３項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

2　「調整前連結税額超過構成額　⑺」の各欄には、「調整前連結税額超過額 ⑴－⑷ ⑸」の金額が租税特別措置法第68条の15の８第１項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載すること。

3　「㉖」から「㉘」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六の二（十）の記載要領第２号、別表六の二（十二）の記載要領第２号、別表六の二（十三）の記載要領第２号、別表六の二（二十）の記載要領第２号及び別表六の二（二十一）の記載要領第３号中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」として、これらの号の規定を適用すること。